

子ども・子育て支援新制度に係る条例の概要について

1 条例制定の背景

「子ども・子育て支援新制度」のスタートに向けて、平成27年度当初に整備されているべき施設・事業について、平成26年度中に確認・認可等の手続きを行うことができるよう、また、事業者等に周知する必要もあることから、国が定める基準(内閣府令、厚生労働省令)を踏まえ、新制度に係る施設及び事業の運営に関する基準等の条例を制定するものです。

2 条例制定の基準

基準を定めるにあたっては、国で定める基準に従い定めるべきもの(従うべき基準)と府省令で定める基準を参酌して定めるべきもの(参酌基準)が規定されています。

| 従うべき基準 | 参酌すべき基準 |
|--|---|
| 条例の制定に当たっては、法令の「従うべき基準」に従わなければならない | 条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない。 |
| 法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、 <u>当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは可能</u> | 法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、 <u>地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは可能</u> |

3 下野市が定める各種基準に関する条例(案)について

- (1) 下野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)
- (2) 下野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)
- (3) 下野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

4 条例制定に係る基本的な考え方

本市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、原則として、国の基準(内閣府令、厚生労働省令)をもって本市の基準とすることとし、「従うべき基準」、「参酌すべき基準」のいずれも国の基準どおりとしています。

(1) 下野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）

○条例の趣旨

本条例は、特定教育・保育施設（認定こども園・保育所・幼稚園）及び特定地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）について、利用定員、運営、給付費に関する基準を定めるもので、幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しようとするものであり、公的な財政支援をするために確認するための基準を定めるものです。

○条例の概要

| | |
|-----------|----------------------|
| 第1条～第3条 | 総則 |
| 第4条 | 特定教育・保育施設の利用定員に関する基準 |
| 第5条～第34条 | 特定教育・保育施設の運営に関する基準 |
| 第35条・第36条 | 特例施設型給付費に関する基準 |
| 第37条 | 特定地域型保育事業の利用定員に関する基準 |
| 第38条～第50条 | 特定地域型保育事業の運営に関する基準 |
| 第51条・第52条 | 特例地域型保育給付費に関する基準 |

○施行予定日

子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。（平成27年4月1日予定）

(2) 下野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

○条例の趣旨

本条例は、家庭的保育事業等（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）について、設備及び運営に関する基準を定めるもので、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しようとするものであり、家庭的保育事業等の認可をするための基準を定めるものです。

○条例の概要

| | |
|-----------|------------------------|
| 第1条～第3条 | 総則 |
| 第4条～第21条 | 共通の事項 |
| 第22条～第26条 | 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準 |
| 第27条～第36条 | 小規模保育事業の設備及び運営に関する基準 |
| 第37条～第41条 | 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準 |
| 第42条～第48条 | 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準 |

○施行予定日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。（平成27年4月1日予定）

【参考】

家庭的保育事業等は、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業で、定員数や保育の実施場所等により、次の4類型に区分されます。

| | 家庭的保育事業 | 小規模保育事業 | 居宅訪問型保育事業 | 事業所内保育事業 |
|----|---|--|--|---|
| 内容 | 家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施 | 比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施 規模に応じて以下の3つの類型があり。 A型：保育所分園に近いもの B型：保育所分園と家庭的保育の中間的なもの C型：家庭的保育に近いもの | 住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施 主に、特別なケアが必要な子どもや、保護者の夜間勤務等に対応 | 企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施 地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供 |
| 規模 | 少人数（現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人） ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで | 6～19人まで | 1対1が基本 | 様々（数人～数十人程度） |
| 場所 | 家庭的保育者の居宅 その他 様々なスペース | 多様なスペース | 利用する保護者・子どもの居宅 | 事業所その他様々なスペース |

(3) 下野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

○条例の趣旨

本条例は、放課後児童健全育成事業について、設備及び運営に関する基準を定めるもので、小学生の健全な育成を図るものであり、放課後児童健全育成事業（学童保育所）の指導及び支援を強化していくための基準を定めるものです。

○条例の概要

| | |
|--------------|--------------------------|
| 第1条～第3条 | 総則 |
| 第4条～第6条 | 運営に関する基準 |
| 第7条・第8条・第10条 | 職員に関する基準 |
| 第9条 | 施設設備に関する基準 |
| 第11条～第21条 | 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 |

○施行予定日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。（平成27年4月1日予定）

5 新制度における条例の位置づけ

○「認可」と「確認」・・・

施設や事業者が新制度における公費の給付対象である「特定教育・保育施設」又は「特定地域型保育事業」として位置づけられるためには、児童福祉法等を根拠とする施設・事業の「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」（子ども・子育て支援法第31条、43条）の両方を受けることが必要になります。

「認可」及び「確認」に関する基準や手続きについては、国が政令や省令として示した基準に基づき、**下野市**が条例や規則等として定めます。

下野市における子ども・子育て支援新制度における施設・事業の類型と「認可」と「確認」一覧については、次のとおりです。

| 施設・事業の類型 | | | | 認可 | 確認 |
|---------------|-------------|---------|-------|----------------------|----------------------|
| 教育・保育給付 | 教育・保育施設 | 幼稚園 | — | 栃木県 (学校教育法) | 下野市 (条例①) |
| | | 保育所 | — | 栃木県 (児童福祉法) | |
| | | 認定こども園 | 幼保連携型 | 栃木県 (認定こども園法) | |
| | | | 幼稚園型 | 栃木県 (学校教育法・児童福祉法) | |
| | | | 保育所型 | | |
| | | 地域型保育事業 | 地方裁量型 | 地方裁量型 | |
| | 小規模保育事業 | | — | 下野市 (条例②) | |
| | 家庭的保育事業 | | — | | |
| | 事業所内保育事業 | | — | | |
| | 居宅訪問型事業 | — | | | |
| 地域子ども・子育て支援事業 | 放課後児童健全育成事業 | — | — | 下野市 (条例③) | |

条例① **下野市**特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）

条例② **下野市**家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

条例③ **下野市**放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）